Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-25

台湾における刑事施設収容者の選挙権剥奪

蘇，彥圖
陳，惠敏
木下，昌彦

(Citation)
神戸法學雜誌,75(3･4):135-143

(Issue Date)
2026-03-25

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/0100502639

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100502639

KOBE UNIVERSITY

神戸法学雑誌第七十五巻第三・四号二〇二六年三月

台湾における刑事施設収容者の選挙権剥奪

蘇彦圖*・陳惠敏**
（木下昌彦*** 解題・翻訳）

［解題］

本論稿の本文は、現在、最高裁に係属中の受刑者選挙権の憲法適合性が争われている訴訟（東京高判令和6年3月13日判タ1534号80頁判時2632号35頁の上告審）に関して、原告の訴訟代理人である吉田京子弁護士（高野隆法律事務所）からの依頼に基づき、台湾における受刑者選挙権問題の専門家である蘇彦圖氏と陳惠敏氏が英語で執筆した意見を木下が翻訳し、吉田弁護士により最高裁に提出されたものを、両氏の承諾を得て本誌において掲載させていただいたものである。

蘇彦圖氏は台湾大学を卒業後、ハーバード大学ロースクールで博士号（S.J.D）を取得し、現在、台湾の代表的な研究機関である中央研究所（Academia Sinica）において、研究員（教授相当）を務めている。台湾における選挙法の権威であり、英語論文も多数発表している。また、陳惠敏氏は、刑事施設収容者の人権問題に関する運動に携わっており、その一環として受刑者の選挙訴訟運動にも関与している。

* 中央研究院法律學研究所（台湾）研究員（Research Professor）
** NGO「監獄ウォッチ」執行長（Chief Executive Officer）
*** 神戸大学大学院法学研究科教授。本意見書の翻訳にあたっては、呉柏蒼准教授（信州大学学術研究院）より貴重な助言を賜った。記して感謝を申し上げたい。ただし、本翻訳に関する誤りは全て木下の責任に帰するものである。

意見書本文にもあるように、台湾では、現在、成人については、選挙権に関する資格制限は一切設けられていない。かつては刑法における付加刑としての公権剥奪（日本でも旧刑法で採用されていた）に伴う選挙権資格喪失の制度があったが、2006年施行の刑法改正において廃止された。意見書は、その背景には、法律によって選挙権の資格自体を奪うこと（法律上の選挙権剥奪）は憲法上の疑義が払拭できないという立法院の判断があったからだとしている。他方で、台湾では、権威主義時代に選挙不正が横行したことも相まって、投票当日投票所直接投票主義が厳格に実施されており、郵便投票等の例外も一切ない。そのため、在外選挙も行われておらず、当然、投票所に行けない有罪が確定した受刑者や未決勾留者も選挙権を行使することができない。意見書本文では、この状況を、事実上（de facto）の選挙権剥奪と呼んでいる。

もっとも、台湾では、日本の政府や裁判所が採用し続けている公務不適格論に基づく法律上（de jure）の選挙権剥奪は完全に克服されている。その結果、刑が満期になっていなくとも、仮釈放中の者については選挙権の行使が可能であり、仮釈放中の者も選挙権の行使ができない日本とは対照的である。日本の政府や裁判所が採用してきた公務不適格論に基づき一律に受刑者から選挙権を剥奪できるという発想は、欧州はもちろん、同じ東アジアに属する台湾や韓国においてももはや採用されていない。

受刑者の選挙権問題は、民主主義とはどうあるべきかという根本問題に関して、国家としての見方が問われるリトマス紙のようなものである。自由と民主主義の発展に貢献してきた日本の最高裁判所が、前近代的な公務不適格論に固執した場合、世界的な落胆は大きいものとなるであろう。最高裁の判断は、もちろん、日本の法体系に従った判断となるものであるが、その事実上の影響力は、世界、特に東アジア諸国に及ぶことになる。最高裁の判例は、日本の判例となるだけでなく、世界の判例となるのである。最高裁には、本意見書も踏まえて、世界的視野から憲法的判断を行うことを期待したい。

木下昌彦（神戸大学大学院法学研究科）

［本文］

本意見書（amicus curiae）は、日本の最高裁判所での審議の参考のため、台湾における受刑者の選挙権剥奪の実態を説明することを目的として執筆されたものである。この意見書では、主に刑事施設の収容者（有罪判決を受けた受刑者及び未決勾留中の被疑者を含む）の選挙権に焦点を当てつつ、仮釈放中の者及び前科者の選挙権についても言及を行っている。

I. 改正刑法（2006年施行）による法律上の選挙権剥奪の終焉

［1］台湾の現行法では、刑事裁判において有罪判決を受けたことを理由に、選挙・罷免（リコール）・創制（イニシアティブ）・複決（レファレンダム）における投票権を法的に剥奪される国民は存在しない（訳者注：選挙権・罷免権・創制権・複決権の四大民権は、孫文が提唱した三民主義の一つを構成する民権主義の要素となるものであり、台湾憲法では極めて重要な位置づけが与えられている）。台湾では2006年以降、犯罪者に対する法律上（de jure）の選挙権剥奪は存在しなくなった。

［2］2006年に改正刑法が施行される以前は、付加刑の一つとして公権剥奪（褫奪公権）の制度が設けられており、その公権剥奪の効果として、選挙・罷免・創制・複決における投票資格が喪失していた[(1)]。

［3］2006年改正以前の刑法37条では、死刑または無期懲役に処せられた者の公権剥奪は、判決確定時から効力が生じた。他方、6か月以上の懲役刑を宣告された者については、犯罪の性質上必要と認められる場合に限り、1年以上10年以下の公権剥奪刑を科され、その剥奪期間は主刑の執行終了日または減免日から起算された。つまり、2006年以前の制度下では、付加刑としての法律上（de

(1)　2006年改正前刑法34条（付加刑の種類は次の通りである：①公権の剥奪。②没収）。同法36条（公権を剥奪された者は、次の資格を剥奪される。①公務員となる資格、②公職の候補者となる資格、③選挙権・罷免権・創制権・複決権の四権を行使する資格）。

jure）の選挙権剥奪は、主に刑余者（前科者）に対する選挙権剥奪として機能していた。選挙権剥奪の対象となる受刑者であっても、有期懲役刑に服している場合、執行猶予中である場合、仮釈放中の場合には、その者の選挙権剥奪期間はまだ始まっていないため、刑の執行が終了するまでは投票権を有することになる。しかし、その後、その者が刑余者（前科者）となった時点から（一定期間）、投票資格が喪失した。

［4］2005年からの刑法改正過程を通じて、公権剥奪の法的意味が再定義され、現在では、公権剥奪は、公務員への就任または公職選挙における立候補資格の喪失（終身または一定期間）のみを指すようになった[(2)]。言い換えれば、刑事罰の一環として、選挙権が法的に（de jure）剥奪されることはなくなった。

［5］立法院（台湾の国会）が提示した論拠から伺えるのは、2005年から2006年にかけての刑法における公権剥奪制度改正の背景には、同制度の合憲性に関する強い懸念があったということである[(3)]。立法院は、二つの理由から、2006年以前の規定には、憲法上問題があると考えていた。第一に、公務員の就任資格剥奪と比較すると、投票権の剥奪の場合には、秩序ある民主主義の保護という目的との関係において、より正当化が困難である。また、選挙権制限が犯罪抑止の目的にとって適切かつ必要な手段であるかどうかにも疑義がある。したがって、2006年以前の法律は憲法23条に基づく比例原則の審査に耐えられない可能性があった。第二に、犯罪者からの投票権剥奪は、犯罪者の更生・社会復帰という刑事罰の目的とも矛盾するものであった。このことが憲法上の問題と考え

---

(2) 2006年改正後刑法36条（公権を剥奪された者は、次の資格を剥奪される：①公務員となる資格。②公職の候補者となる資格）。

(3) 立法院第5回第6会期第13次会議議案関係文書235-245頁参照（https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/lgmeetimage?cfcacfc9cecfcfccc5cdd2cac6cc（2025年9月22日最終アクセス））。（訳者注：立法院の審査会は、上記関係文書237頁において、旧規定は、「選挙・罷免・創制・複決に関わる4つの資格を、犯罪の情状や種類に寄らず、一律的に国民の選挙権行使を剥奪するものであり、受刑者の社会復帰（再社会化）の目的に反し、ひいては、その本質において犯罪との関係に違背する」としていた）

られたのは、後の司法院大法官解釈755号（2017年）における許宗力大法官の協同意見が詳述するように、犯罪者の社会復帰を実現することは、単なる公共政策の問題ではなく、人間の尊厳への憲法的コミットメントから直接派生する政府の憲法上の義務だからである[(4)]。

[6] 2005年から2006年にかけての刑法改正に関する立法記録から、刑法とは別に、各選挙法上の問題として、犯罪者からの選挙権剥奪の制度が存続し得る可能性があったことが伺える。しかし、2006年に、刑法に引き続き、総統副総統選挙罷免法11条と公職選挙罷免法14条が改正され、犯罪者の選挙権剥奪が投票資格制限の事由から除外された[(5)]。この結果、それ以降、台湾では、服役中、執行猶予中、仮釈放中、または刑期を終えたか否かを問わず、刑事裁判において有罪判決を受けた者全てが投票権を有することになった。この改革は、憲法129条が定める選挙に関する4つの基本原則の一つである普通選挙の理想のさらなる実現を試みるものであった。この流れのなかで、2023年には、総統副総統選挙罷免法11条と公職選挙罷免法14条が再び改正され、成年被後見人にも選挙権が認められた。当該選挙権の拡大は、障害者が、有意義な社会生活を送るために必要な全ての権利（選挙権を含む）の完全な保有者として認められることを求める「障害者の権利に関する条約（CRPD）」の影響も受けて推進されたものである。

II. 台湾における事実上の選挙権剥奪の存続

[7] 2006年以前の法律では、死刑または無期懲役の刑に処され、その罪が確

---

(4) 司法院大法官釋字第755号解釈（2017年12月1日）許宗力（Hsu Tsung-Li）大法官による協同意見書（https://cons.judicial.gov.tw/download/download.aspx?id=427081（2025年9月22日最終アクセス））。

(5) 2006年改正時の総統副総統選挙罷免法11条は、「中華民国自由地域の国民で、20歳に達した者は、禁治産宣告を受けており、かつその宣告がまだ撤回されていない者を除き、選挙権を有する」と規定し、2006年改正時の公職選挙罷免法14条は、「中華民国の国民で、二十歳に達した者は、禁治産宣告を受けており、かつその宣告がまだ撤回されていない者を除き、選挙権を有する」と規定した。

定した者を除き、全ての成人の犯罪者は刑務所内でも投票資格を有していた。2006年以降の法律では、例外なく全ての受刑者が投票権を保持する。端的に言えば、彼らは囚人服を着た有権者である。裁判前の未決勾留中の刑事被告人についても同様のことが言える。しかし台湾の歴史を通じて、刑事施設に収容中の国民が投票権を行使する機会は今まで一度もなかった。この状況は事実上（de facto）の刑事施設収容者からの選挙権剥奪と呼ぶことができる。受刑者と未決勾留者は、事実上、選挙権を剥奪されているのである。彼らは有権者としての資格はあるが、実際の投票者にはなれないのである。

［8］この事実上の刑事施設収容者からの選挙権剥奪は、台湾に特有の選挙制度の設計と運用の産物である。台湾では、投票方法として認められているのは、投票所での対面での直接投票のみであり、選挙日に指定された投票所に赴き、紙の投票用紙を直接投函する以外の投票方法は認められていない。有権者は戸籍に基づき指定された投票所で投票する必要があり、選挙の実施に携わる公務員のみが、限定された状況下において、不在者投票を行える[(6)]。投票所の閉鎖直後に各投票所で選挙管理人が公開の場で手作業による開票を行う「現場開票」の慣行と相まって、この紙媒体による直接投票制度は70年以上にわたり台湾の選挙管理の健全性の基盤として機能してきた[(7)]。選挙の公正性に対する国民の信頼維持への懸念から、台湾は郵便投票の導入も見送っており、その結果、有権者（海外在住者を含む）は郵便による投票が一切できない。刑事施設に収容中の国民は指定された投票所（常に刑事施設以外の場所に設置される）に自由に出向く権利を持たないことから、この投票制度のもとでは被収容者は投票することはできないし、不在者投票の選択肢もない。

---

(6) 例えば、公職選挙罷免法17条2項は、「有権者は、戸籍上の所在地の投票所で投票を行うものとする。ただし、別段の定めがある場合はこの限りではない。」と規定する。

(7) 台湾の選挙制度を概観するものとして Yen-tu Su, *Angels Are in the Details: Voting System, Poll Workers, and Election Administration Integrity in Taiwan*, in Authoritarian Legality in Asia: Formation, Development and Transition 280（Weitseng Chen & Hualing Fu, eds.）(2020). 参照。

[9] 台湾は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、ICCPR）と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、ICESCR）を遵守するため、第３回定期報告書の審査を人権規約委員会に依頼し、同委員会は2022年５月に総括所見及び勧告を発表した。委員会の最終報告書第91段落は次のように述べている。

> 「本委員会は、第3回定期報告書の第262段落で述べられている通り、台湾法の下で投票権を有する数万人の受刑者及び勾留中の被疑者が、実際にはこの権利を行使できない状況にあることを懸念している。自由権規約第25条は、あらゆる市民が差別なく、真の定期的な選挙において投票する権利と機会を有することを明確に規定している。これは、移動の自由が制限された施設にいる受刑者や未決勾留者に、不在者投票、郵便投票、移動投票所などの手段によって、投票を行う現実的機会を提供する義務が政府にはあることを意味する。委員会は、あらゆる選挙や国民投票において、遅滞なく投票権を行使する実効的な機会を確立することを勧告する。[8]」

しかし、台湾における選挙管理機関の中心である中央選挙管理委員会（中央選管）は、受刑者の選挙権行使を可能にするための法的・行政的改正を一貫して拒否してきた。中央選管の主な主張は、受刑者が選挙権を行使するためには不在者投票に関するさらなる立法が必要であるというものである[9]。憲法130条

---

(8)　法務部「「国際人権規約の実施に関する台湾政府の第3回報告書の審査―国際審査委員会によって採択された結論的所見と勧告」（2022年５月13日）（https://www.humanrights.moj.gov.tw/17725/17733/17735/17740/37227/37228/37234/post（2025年9月24日最終アクセス））.

(9)　なお、台湾の受刑者は収監時に戸籍を刑務所に移す必要はない。2006年以降、内政部（台湾）は「矯正機関収容人戸籍管理要点」を定めているが、同要点の第７条１項には「本要点の施行前に矯正機関の共同戸籍へ戸籍を移した受刑者は、矯正機関から戸籍を移転させなければならない。ただし、移転先住所が未定の者は、当分の間、元の共同戸籍に留まるものとする」と規定している。こ

が、「すべての国民は…法によって選挙権を有する（有依法選舉之權）」と規定していることから、台湾では一般的に、憲法上の選挙権は、特定の方法によって投票を行う憲法上の権利までも包含するものではなく、それ故に、どのような不在者投票を採用するかを含め、立法府は、国民の投票方法を設計する幅広い立法裁量を有すると解釈されている。中央選管は、受刑者投票を不在者投票と結びつけたうえで、立法府は、この問題に関する憲法上の義務はないと主張し、受刑者の事実上の（de facto）選挙権剥奪という現状が近い将来に変わり得る可能性を根本から否定した。

［10］台湾では早くも 2007 年頃から、一部の受刑者が裁判所で投票権の回復を求めており、2022年以降は刑事収容施設改革と受刑者の憲法上の権利保護に取り組むNGO「監獄ウォッチ」が、刑務所に戸籍登録している受刑者の原告を代理して、刑事収容施設内に投票所を設置するよう求める訴訟を提起している。選挙管理に関する司法審査が台湾ではまだ発展途上の段階にある。多くの裁判官がこの分野において立法府や選挙管理委員会に判断を委ねる傾向にあることも一因となり、この訴訟運動は台湾最高行政裁判所や台湾憲法裁判所の介入を促すには至っていない。しかし、事実上の受刑者選挙権剥奪の憲法上の重要性を認識し、この慢性的な病理に対する現実的な解決策として刑務所内での投票所設置の意義を認める裁判官や大法官（憲法裁判所判事）が増加している[(10)]。

れは、2006年以降、台湾の刑務所の受刑者は、戸籍を移す先の住所がない場合を除き、戸籍を刑務所から移転させることを義務付けられてきたことを意味する。これ以降、刑務所に戸籍を戻したい場合は、別途申請が必要となった。

(10) 行政裁判所の判決として、
台北高等行政法院 112 年度訴字第 50 号判決（2023 年 10 月 12 日）（https://tpb.judicial.gov.tw/tw/cp-2000-2346312-f492d-061.html）、
台北高等行政法院 112 年度訴字第 48 号判決（2023 年 10 月 31 日）（https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/data.aspx?ty=JD&id=TPBA,112%2c%e5%85%a8%2c48%2c20231031%2c2）
台北高等行政法院 112 年度訴字第 969 号判決（2024 年 7 月 4 日）（https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/data.aspx?ty=JD&id=TPBA,112%2c%e8%a8%b4%2c969%2c20240704%2c2）。

［11］日本の最高裁判所が受刑者の法律上（de jure）の選挙権剥奪を撤廃する判決を下せば、台湾の裁判所は、刑事施設収容者の投票権をより真剣に受け止め、事実上（de facto）の選挙権剥奪の問題を是正するために、より積極的な役割を担うよう促す契機となると期待している。法律上（de jure）の選挙権剥奪と事実上（de facto）の選挙権剥奪の間には顕著な差異が存在するものの、政治的平等の理想に忠実であり続けようとする自由主義、立憲主義、民主主義を採用する国においては、いずれの形態も存在すべきではない。

憲法裁判所判決における不同意見書として、
司法院憲法法庭 112年度憲裁字第146号裁定（2023年12月15日）に関する不同意見書（https://cons.judicial.gov.tw/download/download.aspx?id=460181）
司法院憲法法庭 113年度憲裁字第7号裁定（2024年3月15日）に関する不同意見書（https://cons.judicial.gov.tw/download/download.aspx?id=464607、https://cons.judicial.gov.tw/download/download.aspx?id=464608、https://cons.judicial.gov.tw/download/download.aspx?id=464609）（いずれも2025年9月24日最終アクセス）。